

## 和歌山大学大学院研究科運営規程

制 定 平成16年 4月 1日  
法人和歌山大学規程 第 21 号  
最終改正 令和 5年 3月 29日

## (趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学組織規則（以下「組織規則」という。）第15条第4項の規定に基づき、和歌山大学大学院の各研究科に係る共通の事項を定める。

## (研究科会議)

第2条 各研究科に研究科会議を置く。

## (研究科長)

第3条 組織規則第15条第3項に規定する各研究科に研究科長を置く。

- 2 研究科長は、研究科を代表し、研究科の運営に責任を負う。
- 3 研究科長は、当該研究科会議の議を経て、学長が任命する。
- 4 研究科長に事故があるとき又は欠けたときは、研究科長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 5 研究科長の任期は、2年とする。ただし、任期中欠員が生じ、これを補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

## (専攻長)

第3条の2 教育学研究科教職開発専攻（教職大学院）及び観光学研究科観光地域マネジメント（専門職大学院）に専攻長を置く。

- 2 専攻長は、研究科長を補佐し、当該専攻の運営に関する業務を行う。
- 3 専攻長は、研究科長が指名し、学長が任命する。
- 4 専攻長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、当該専攻長を指名する研究科長の任期の末日以前でなければならない。
- 5 研究科長は、第1項に規定する専攻以外の専攻に専攻長を置くことができる。

## (審議事項)

第4条 各研究科会議は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学及び課程の修了
  - (2) 学位の授与
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 2 各研究科会議は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 3 前項の学長等がつかさどる教育研究に関する事項は、次の各号とする。
- (1) 専攻課程の設置改廃に関する事項
  - (2) 学生の厚生補導に関する事項
  - (3) 博士後期課程研究指導教員及び博士後期課程研究指導補助教員に関する事項（システム工学研究科、観光学研究科に限る。）
  - (4) その他研究科に関する重要事項

## 大学院研究科運営規程

(代議員会等)

第5条 研究科会議は、その定めるところにより、研究科会議を構成する教員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 研究科会議は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、研究科会議の議決とすることができる。

附 則（平成30年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第2046号）

この改正規程は、平成30年3月19日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2513号）

この改正規程は、令和5年4月1日から施行する。